

【ご契約からお持込開始までの基本的な手続きの流れ】

① お客様情報をご提供いただきます。

- ・『新規得意先登録事項ご記入票』(当社 HP よりダウンロードできます)を作成ください。
- ・ご記入後 FAX にて弊社宛て送信ください(折り返し担当者より連絡申し上げます)。
弊社担当者より、以降の処理委託契約締結手続きについて必要な説明をさせていただきます。
ご不明な点はお電話にてお問い合わせください。

② 処理委託契約書を作成いただきます。

- ・『建設廃棄物処理委託契約書』(当社 HP よりダウンロードできます)を作成ください。
- ・契約は排出事業者様⇄処分業者(弊社)の二者間契約となります。
- ・下記必要事項をご記入いただき、FAX にて弊社宛て送信ください(弊社にて確認後、担当者より連絡申し上げます)。
 - 排出事業者様情報 ○収集運搬業者様情報 ○排出事業所(現場)様名およびご住所
 - 予定工期 ○積替え保管の有無に関する事項
 - 委託予定数量(t 又は m³)と委託予定金額

※委託予定金額により収入印紙の貼付が必要です(お客様ご負担)。

※処理料金のお支払いが「排出事業者」様以外(収集運搬会社様等)となる場合は、別途「お支払いに関する覚書」が必要となります。弊社担当者までお申し出ください。

③ 処理委託契約書を締結します。

- ・『新規得意先登録事項ご記入票』と『建設廃棄物処理委託契約書(お客様押印後)』の原本を弊社宛てご郵送またはご持参ください。
- ・処理委託契約書に弊社社印を押印し、契約書の原本をお返しします(お客様お控え)。

④ お取引(お持込)のご開始となります。

- ・受入受付時間は平日 月曜～土曜 午前7時～午後7時
祝祭日 午前7時～午後5時 です。
- ・GW、夏季、年末年始を除き、毎週日曜日が休業日となります。
- ・お持込初回時のみ、お電話にて前日又は当日の事前連絡をお願いいたします。
- ・現場様搬出時に、産業廃棄物管理票(建廃マニフェスト)を作成してください。
マニフェストなしでの受入はできません。必ず事前に作成しお持ちください。
(弊社ではマニフェストの販売を行っておりません。ご注意ください。)
- ・ご新規でのお取引につきましては搬入の都度、現金精算をお願い申し上げます。